

奈良県公報

目次

ページ

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の許可申請の概要	一	宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	四
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	三	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	四
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	○右同	四
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	○右同	五
○知的障害者福祉法に基づく指定居	四	○右同	五
		○開発行為に関する工事の完了	五
		○一般競争入札の実施	六
		○右同	九
		○右同	一二
		○右同	一四
		○右同	一七
		○右同	一九

告示

奈良県告示第三百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び生駒市生活環境部環境管理課（生駒市東新町八番三八号）において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一	申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 山口昌紀 大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号
二	工場又は事業場の名称及び所在地 近鉄不動産株式会社 取締役社長 井上雅雄 大阪市中央区難波二丁目二番三号 （仮称）登美ヶ丘駅前土地区画整理事業・汚水処理施設 生駒市鹿畑町一五―四、一七―五、一七―六、二〇―七、二〇―一八、二三―一五、三〇―一、三四―二、三六、三七、三八―一及び七八―三
三	特定施設の構造に関する事項 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号に掲げるし尿処理施設
四	特定施設の能力 一四、五〇〇人槽
	特定施設の工事着手予定年月日 許可のあった日
	特定施設の工事完成予定年月日 着工から一四ヶ月を経過した日
	特定施設の使用開始予定年月日 竣工検査のあった日

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位 m ³)	項目		大腸菌群数(単位 個/cm ³)	窒素含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	浮遊物質(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	水素イオン濃度(水素指数)	汚水等の値	季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
	通常	最大										
二、九〇〇	三、〇〇〇以下	一〇	〇・五	五	一〇	五	五	五・八～八・六	なし	終日(二十四時間)		
二、九〇〇	三、〇〇〇以下	一〇	〇・五	五	一〇	五	五	五・八～八・六				

五 汚水等の処理方法に関する事項											
処理施設の種別 し尿処理施設	処理施設の構造 鉄筋コンクリート造	処理施設の能力 二、九〇〇m ³ /日	汚水等の処理方法 膜分離活性汚泥処理方式	処理施設の工事着手予定年月日 許可のあった日	処理施設の工事完成予定年月日 着工から一四ヶ月を経過した日	処理施設の使用開始予定年月日 竣工検査のあった日	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 終日(二十四時間)	季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合) なし	項目 通常 最大 通常 最大	後値 水素イオン濃度(水素指数) 五～九 五～九 八・六 五・八～ 五・八～	処理の最大 生物化学的酸素要求 二〇〇 二〇〇 五 五

及び 前及 理値	量(BOD) (単位 mg/l)	処の 化学的酸素要求量(単位 COD) (単位 mg /l)	にの 浮遊物質質量(SS) (単位 mg/l)	汚汚 りん含有量(単位 mg/l)	のの 窒素含有量(単位 mg/l)	等 水	汚汚 大腸菌群数(単位 個/cm ³)	汚水等の処理施設による処 理前及び処理後の汚水等の 一日当たりの通常の量及び 最大の量(単位 m ³)
								二、九〇〇
		一四〇	二五〇	五	五〇	五	無数	二、九〇〇
		一四〇	二五〇	五	五〇	五	無数	二、九〇〇
		一〇	五	〇・五	一〇	〇・五	三、〇〇〇 以下	二、九〇〇
		一〇	五	〇・五	一〇	〇・五	三、〇〇〇 以下	二、九〇〇

奈良県告示第三百十六号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
 十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写
 しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部下水道課において縦覧
 に供する。

平成十六年九月二十四日

公 告

奈良県知事 柿 本 善 也

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定
 居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
合資会社ク リーンケア	橿原市見瀬町六 一七―三―三〇	クリーンケ アセンター 橿原	(変更前) 橿原市土橋町 一八九―五 (変更後) 橿原市見瀬町 六一七―三一 三〇―一	居宅介護	平成十六 年七月二 十日

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十七条の二十の規定により、
 指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日

合資会社ク リーンケア	檀原市見瀬町六 一七―三―三〇	クリーンケ アセンター 檀原	(変更前) 檀原市土橋町 一八九―五 (変更後) 檀原市見瀬町 六一七―三一 三〇―一	居宅介護	平成十六 年七月二 十日
----------------	--------------------	----------------------	---	------	--------------------

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指
定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。
平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
合資会社ク リーンケア	檀原市見瀬町六 一七―三―三〇	クリーンケ アセンター 檀原	(変更前) 檀原市土橋町 一八九―五 (変更後) 檀原市見瀬町 六一七―三一 三〇―一	居宅介護	平成十六 年七月二 十日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境
部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年九月二十四日
奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人人権環境保全調査会
- 三 代表者の氏名
渡邊 佐智雄
- 四 主たる事務所の所在地
大和高田市栄町一番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く人々に人権尊重とあらゆる環境保全に携わり市民と学識経験者が
一体となって調査・啓発・支援・提言に関する事業を行い、人権教育を通じて精神の
豊かさを養い、人権尊重と環境保全に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境
部県民生活課において縦覧に供します。
平成十六年九月二十四日
奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はじめのいっば
- 三 代表者の氏名
川上 由紀子
- 四 主たる事務所の所在地
香芝市上中一一八三番地一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児及びその家族の人たちに対して、それぞれの地域で安心と広がりのある暮らしが実現できるように、実際に使える福祉サービスをモットーに、知的障害者及び児童デイサービス事業、知的障害者及び児童ショートステイ事業、療育相談も含めた一時預かりやグループ療育活動等の福祉サービスを行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十六年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOまちづくりステーション奈良

三 代表者の氏名

朝比奈 康仁

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡広陵町大字沢五三八番二

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県民に対して、自然及び子どもの育成に係る様々な環境調査並びに政策提言、又、子どもの電話相談・人権啓発並びに人材育成事業を行い、行政と連携を図り、県民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、県民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現及び、真の豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境

部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十六年九月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人うちのの館

三 代表者の氏名

田中 修司

四 主たる事務所の所在地

五條市近内町五二六番地

五 定款に記載された目的

この法人は五條市民をはじめ一般の人達に対して、明治期の建築である藤岡邸を拠点に文化、芸術などを通して多様な交流活動をはかるための事業を行い、様々な情報やノウハウの発信源となるまちづくりに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に關する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年九月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成四年九月七日第四八一―一四五号

平成十六年一月九日第四八一―一四五―一号

平成十六年九月八日第四八一―一四五―二号

二 検査済証番号

開発行為に關する工事の検査済証 平成十六年九月十五日第六〇九八号

公共施設に關する工事の検査済証 平成十六年九月十五日第三四八七号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡河合町大字穴闇五六八番地ノ一九九、五六八番地ノ二〇〇、五六八番地ノ

二〇一、五六八番地ノ二〇二、五六八番地ノ二〇三、五六八番地ノ二〇四、五六八番地ノ二〇五、五六八番地ノ二〇六、五六八番地ノ二〇七、五六八番地ノ二〇八、五六八番地ノ二〇九、五六八番地ノ二一〇、五六八番地ノ二一一、五六八番地ノ二一二、五六八番地ノ二一三、五六八番地ノ二一四、五六八番地ノ二一五、五六八番地ノ二一六、五六八番地ノ二一七、五六八番地ノ二一八、五六八番地ノ二一九、五六八番地ノ二二〇、五六八番地ノ二二一、五六八番地ノ二二二、五六八番地ノ二二三、五六八番地ノ二二四、五六八番地ノ二二五、五六八番地ノ二二六、五六八番地ノ二二七、五六八番地ノ二二八、五六八番地ノ二二九、五六八番地ノ二三〇、五六八番地ノ二三一、五六八番地ノ二三二、五六八番地ノ二三三、五六八番地ノ二三四、五六八番地ノ二三五、五六八番地ノ二三六、五六八番地ノ二三七、五六八番地ノ二三八、五六八番地ノ二三九、五六八番地ノ二四〇、五六八番地ノ二四一、五六八番地ノ二四二及び五六八番地ノ二四三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区真田山町二番二号

大明建設株式会社 代表取締役 森繁

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡河合町大字穴闇五六八番地ノ一九九、五六八番地ノ二三八、五六八番地ノ二四〇及び五六八番地ノ二四一

公園 北葛城郡河合町大字穴闇五六八番地ノ二〇〇

下水道 北葛城郡河合町大字穴闇五六八番地ノ一九九の一部

水路 北葛城郡河合町大字穴闇五六八番地ノ二三九

一 許可番号

平成十六年七月二日第七四一三二一号

平成十六年九月三日第七四一三二二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十四日第六〇九七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月十四日第三四八七号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山田市西田中町一七八番地ノ一の一部、一七八番地ノ四、一七九番地ノ三、二

八四番地の一部、二八五番地ノ一、二八五番地ノ二の一部、二八五番地ノ三の一部、二八五番地ノ四の一部、二九三番地ノ一の一部及び二九三番地ノ六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山田市北郡山町二四八番地ノ四

大和郡山市長 上田清

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 大和郡山田市西田中町一七八番地ノ一、二八五番地ノ一、二八五番地ノ二、二八五番地ノ三、二八五番地ノ四及び二九三番地ノ六の各一部

信貴山幹線管渠第1号工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公帛します。

なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。

平成16年9月24日

奈良県知事 柿本善也

第1 競争入札に付する事項

1 工事名 信貴山幹線管渠第1号工事

2 工事場所 生駒郡三郷町勢野西から生駒郡三郷町勢野東まで

3 工事概要 下水道管渠 工事延長 1, 344 m 工法 シールド工法
仕上がり内径 450 mm

4 工事期間

第4の7の奈良県議会の議決後約27箇月間

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者3者又は4者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の承認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

<p>1 共同企業体構成員の出資比率は、3者の場合はいずれも20%以上、4者の場合はいずれも15%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 奈良県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」といいます。）を有すること。</p> <p>(5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>名称 全日本コンサルタント株式会社 所在地 大阪市浪速区湊町1-4-38</p> <p>(6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(9) 共同企業体の代表者にあつては、営業所が本店又は本店から委任を受けて入札</p>	<p>及び契約締結の権限を持つ営業所であり、その営業所において奈良県が発注する工事に係る競争入札参加資格を有していること。かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,100点以上であること。</p> <p>共同企業体の構成員のうち1者は、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループである者であること。それ以外の構成員にあつては、代表者と同様の条件とする。</p> <p>(10) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高は、共同企業体の代表者にあつては予定価格の「2/3」以上、その他の構成員にあつては予定価格の「1/構成員数」以上のものであること。</p> <p>(11) 過去10年以内において国内で、代表者にあつてはシールド工事の元請り実績を、その他の者にあつてはシールド工事又は推進工事（管渠口径800mm以上）の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限りません。</p> <p>3 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 共同企業体の代表者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工したシールド工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 共同企業体の他の構成員にあつては、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工したシールド工事又は推進工事（管渠口径800mm以上）の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者（入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にあるものに限る。）</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年9月24日（金）から10月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び</p>
---	--

<p>休日を除きます。)の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎6階) 電話(代表)0742-22-1101(内線4335)</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年10月6日及び同月7日の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室(奈良県庁北分庁舎3階)</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書を貸与します。</p> <p>(1) 日時 平成16年10月19日 午前10時から正午まで</p> <p>(2) 場所</p>	<p>大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成16年11月9日 午前9時30分</p> <p>(2) 場所 3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p>
--	--

<p>5 契約書作成の要否 要します。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 入札中止条件 この入札手続執行途中で、入札参加資格者があると認められた者が3者未満であるときは、その段階で入札手続き及び入札を中止することがあります。</p> <p>8 本契約の成立 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>9 予定価格及び調査基準価格の額</p> <p>(1) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） 1, 141, 659, 750円</p> <p>(2) この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） 904, 165, 500円</p> <p>(3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。</p> <p>10 手続における交渉の有無 無</p> <p>11 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p>	<p>なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。 平成16年9月24日 奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する事項</p> <p>1 工事項 浄化センター汚泥処理施設増設（3号焼却炉棟）工事</p> <p>2 工事場所 大和郡山市額田部南町160番地</p> <p>3 工事概要 汚泥処理施設 3号焼却炉築造工 一式、管廊築造工 一式</p> <p>4 工事期間 第4の7の奈良県議会の議決後約27箇月間</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。</p> <p>1 共同企業体構成員の出资日期は、いずれも20%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出资日期は、構成員中最大であること。</p> <p>2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 奈良県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」といいます。）を有すること。</p>
--	---

浄化センター汚泥処理施設増設（3号焼却炉棟）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

採 取 公 報

<p>(5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名称 株式会社日本コン 所在地 東京都新宿区西新宿6-22-1</p> <p>(6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(9) 共同企業体の代表者にあつては、営業所が本店又は本店から委任を受けて入札及び契約締結の権限を持つ営業所であり、その営業所において奈良県が発注する工事に係る競争入札参加資格を有していること。かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,100点以上であること。 共同企業体の構成員のうち1者は、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループ(以下「A等級者」といいます。)である者であること。それ以外の構成員(以下「残構成員」といいます。)にあつては、代表者と同様の条件とする。</p> <p>(10) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高は、共同企業体の代表者にあつては予定価格の「2/3」以上、その他の構成員にあつては予定価格の「1/構成員数」以上のものであること。</p> <p>(11) 過去10年以内において国内で、代表者及び残構成員にあつては上下水道処理施設工事の竣工させた元請実績を、A等級者にあつてはコンクリート打設(鉄筋</p>	<p>構造物)工事の竣工させた元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限りません。</p> <p>3 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 共同企業体の代表者は、一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士あるいは、同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工した上下水道施設工事の従事経験を有する監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあつた日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。)</p> <p>(2) 共同企業体の残構成員にあつては、一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士あるいは同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工した上下水道施設工事の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者(入札の申込みのあつた日以前に3箇月以上の雇用関係にあるものに限る。)</p> <p>(3) 共同企業体のA等級者にあつては、一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士あるいは同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工したコンクリート打設(鉄筋構造物)工事の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者(入札の申込みのあつた日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。)</p> <p>(4) 共同企業体の配置技術者の中に、一級土木施工管理技士及び一級建築施工管理技士が1名以上含まれること。</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年9月24日(火)から10月7日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除きます。)の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎6階) 電話(代表)0742-22-1101(内線4335)</p>
--	--

<p>(3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年10月6日及び同月7日の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室（奈良県庁北分庁舎3階）</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。</p> <p>(1) 日時 平成16年10月19日 午前10時から正午まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成16年11月9日 午前9時50分</p> <p>(2) 場所 3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法</p>	<p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しませんが、要し得る場合があります。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 入札中止条件</p>
---	--

奈良県公報

<p>この入札手続執行途中で、入札参加資格があると認められた者が3者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止することがあります。</p> <p>8 本契約の成立</p> <p>この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>9 予定価格及び調査基準価格の額</p> <p>(1) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） 939,451,800円</p> <p>(2) この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） 746,800,950円</p> <p>(3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。</p> <p>10 手続における交渉の有無 無</p> <p>11 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p>	<p>浄化センター水処理施設増設（7系反応槽機械設備）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う機械設備工事です。 平成16年9月24日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する事項</p> <p>1 工事名 浄化センター水処理施設増設（7系反応槽機械設備）工事</p> <p>2 工事場所 大和郡山市額田部南町160番地</p> <p>3 工事概要 7系反応槽機械設備 一式、ポンプ類 一式、铸铁管弁類 一式</p>
<p>4 工事期間</p> <p>第4の7の奈良県議会の議決後約27箇月間</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備工事又は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>名称 株式会社日水コン</p> <p>所在地 東京都新宿区西新宿6-22-1</p> <p>(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p>	

<p>(8) 建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下同じ。)の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評点が1、100点以上であること。</p> <p>(9) 経営事項審査の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の平均完成工事高が予定価格以上のものであること。</p> <p>(10) 本工事の主要機器である攪拌機、散気装置を自社で設計、製造、検査(品質管理)することが可能な者であり、かつ、当該工事の据え付け、試運転調整等の現地施工が可能なるものであること。</p> <p>(11) 平成6年4月1日以降において国内で、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき終末処理場の主要機器を含む機械設備プラント工事の元請完成実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限ります。</p> <p>2 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 一般管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>(2) 過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあつた日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。)</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年9月24日(金)から10月7日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除きます。)の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎6階) 電話(代表)0742-22-1101(内線4335)</p> <p>(3) 費用 無償</p>	<p>2 競争入札参加資格の確認</p> <p>この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年10月6日及び同月7日の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室(奈良県庁北分庁舎3階)</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与</p> <p>2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。</p> <p>(1) 日時 平成16年10月19日 午前10時から正午まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成16年11月9日 午前10時30分</p> <p>(2) 場所 3の(2)に同じ。</p>
--	--

<p>五條市二見</p> <p>3 工事概要 第2汚泥処理棟 汚泥脱水機設備（スクリーンプレス脱水機）一式、 脱臭設備 一式、その他必要な設備 一式</p> <p>4 工事期間 第4の7の奈良県議会の議決後約27箇月間</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備工事又は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>名称 株式会社ニューゼック 所在地 大阪市中央区島之内1-20-19</p> <p>(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをして</p>	<p>いない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(8) 建設業法第27条の2第3項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評点が1、000点以上であること。</p> <p>(9) 経営事項審査の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の平均完成工事が予定価格以上のものであること。</p> <p>(10) 平成6年4月1日以降において国内で、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づき終末処理場のスクリーンプレス脱水機設置工事の元請完成実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限ります。</p> <p>2 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 一般管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>(2) 過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあつた日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。）</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年9月24日（金）から10月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除きます。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ（奈良県分庁舎6階） 電話（代表）0742-22-1101（内線4335）</p> <p>(3) 費用</p>
---	--

<p>無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年10月6日及び同月7日の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室（奈良県庁北分庁舎3階）</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限りません。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与しません。</p> <p>(1) 日時 平成16年10月19日 午前10時から正午まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成16年11月9日 午前11時10分</p> <p>(2) 場所</p>	<p>3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 入札保証金は、免除します。契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第19条の規定に基づき納付しなければなりません。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者</p>
--	--

<p>と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 入札中止条件 この入札手続執行途中で、入札参加資格があると認められた者が3者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止することがあります。</p> <p>8 本契約の成立 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>9 予定価格及び最低制限価格の額 (1) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） 634,653,600円 (2) この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） 539,455,350円 (3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載してあります。</p> <p>10 手続における交渉の有無 無</p> <p>11 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p>	<p>吉野川浄化センター第2汚泥処理棟（1号脱水機等電気設備）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う電気設備工事です。</p> <p>平成16年9月24日</p> <p>第1 競争入札に付する事項 1 工事名 吉野川浄化センター第2汚泥処理棟（1号脱水機等電気設備）工事</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p>
<p>2 工事場所 五條市二見</p> <p>3 工事概要 第2汚泥処理棟 受変電設備 一式、運転操作設備 一式、特殊電源設備 一式 監視制御設備 一式、情報処理設備 一式、計装設備 一式 配管配線工事 一式</p> <p>4 工事期間 第4の7の奈良県議会の議決後約27箇月間</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 次の条件をすべて満たしていること。 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。 (4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名称 株式会社ニュージェック 所在地 大阪市中央区島之内1-20-19 (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。 (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定に</p>	

<p>よる和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(8) 建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下同じ。)の結果における電気工事の総合評点が1、100点以上であること。</p> <p>(9) 本工事の主要機器である高圧電気設備、低圧電気設備及び監視制御盤を自社で設計、製造、検査(品質管理)することが可能な者であり、かつ、当該工事の据え付け、試運転調整等の現地施工が可能なる者であること。</p> <p>(10) 経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が予定価格以上のものであること。</p> <p>(11) 平成6年4月1日以降において国内で、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく終末処理場の主要機器を含む電気設備プラント工事の元請完成実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限ります。</p> <p>2 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>(2) 過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。)</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間</p> <p>平成16年9月24日(金)から10月7日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除きます。)の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時まで</p>	<p>を除きます。)</p> <p>(2) 場所</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎6階) 電話(代表)0742-22-1101(内線4335)</p> <p>(3) 費用</p> <p>無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認</p> <p>この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間</p> <p>平成16年10月6日及び同月7日の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所</p> <p>奈良市登大路町30番地 B会議室(奈良県庁北分庁舎3階)</p> <p>(3) 提出部数</p> <p>各1部</p> <p>(4) 提出方法</p> <p>持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用</p> <p>申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与</p> <p>第3の2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成16年10月19日 午前10時から正午まで</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p>
---	--

<p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成16年11月9日 午前11時30分 (2) 場所 3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。 2 入札保証金及び契約保証金 入札保証金は、免除します。契約保証金は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。)第19条の規定に基づき納付しなければなりません。 3 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。 4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p>	<p>5 契約書作成の要否 要しませぬ。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 入札中止条件 この入札手続執行途中で、入札参加資格があると認められた者が3者未満であるときは、その段階で入札手続き及び入札を中止することがあります。</p> <p>8 本契約の成立 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>9 予定価格及び調査基準価格の額 (1) この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) 769,786,500円 (2) この工事の調査基準価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) 654,319,050円 (3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。</p> <p>10 手続における交渉の有無 無</p> <p>11 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p> <p>物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 平成16年9月24日</p>
---	--

<p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県立図書館所蔵図書資料盗難等防止用テープ装着事業</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 奈良県立図書館所蔵図書資料40万冊へのタトルテープの装着 入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>3 納入期限 平成17年3月18日</p> <p>4 納入場所 奈良市登大路町6-2 奈良県立奈良図書館 奈良市法蓮町757番地 奈良県法蓮庁舎 橿原市畝傍町50番地 奈良県立橿原図書館</p> <p>5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q7役務の提供のその他に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p>	<p>奈良県出納局総務課国費用度グループ(県庁主棟1階) 電話 0742-27-8908(直通)</p> <p>(4) 本事業は、緊急地域雇用創出特別基金事業中小企業特別委託事業により実施されるものであり、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 企業全体で常用雇用する労働者の数が50人未満であること。</p> <p>イ 平成13年度から平成15年度まで2年連続売上高が減少し、平成15年度の生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標(以下「生産指標」という。)が平成13年度に比べ1/3以上減少していること又は平成15年度の生産指標が平成13年度に比べ1/5以上減少していること。</p> <p>ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。</p> <p>エ 都道府県税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 図書館又はそれに類する施設における図書装備等の作業実績があり、当該委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局生涯学習課図書館グループ(県庁主棟2階) 電話 0742-27-9839(直通)</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成16年9月30日 午前10時 県庁第22会議室(県庁主棟2階)</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成16年10月15日 午後3時 奈良県出納局総務課入札室(県庁主棟1階)</p> <p>4 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立図書館所蔵図書資料盗難等防止用テープ装着事業入札書」と朱書して、平成16年10月14日までに到着するようにしてください。</p>
---	---

第4 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
免除します。
- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。
- 4 入札者に要求される事項
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、入札参加申込兼資格確認申請をするとともに、作業実績及び本事業を遂行し得ることを確約する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。
 - (2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。
 - (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 入札の無効
この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 6 契約書作成の要否
要しません。
- 7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 8 調達手續の停止等

この調達に関する苦情の処理手續において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手續における交渉の有無
無

10 その他
詳細は、入札説明書によります。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。